



入浴用いすの S G 基準を改正し、事務受付けを開始しました。

2018 年 9 月 1 日
一般財団法人 製品安全協会

入浴用いすの S G 基準（CPSA 0129）を改正しました。
これは入浴いすを使用中、突然いすの片方の脚が低くなりバランスを崩して転倒、頭部にお怪我をされたという事故が発生したためです。原因はいすの脚のフレーム内に格納された金属バネにサビが発生し、脚の固定ができなくなったことと考えられています。

このたびの基準改正により、ひじ掛けや脚部等を考慮してさらに安心な製品基準をご提供することとなりました。
なお、改正基準の事務受付けは 2018 年 9 月 1 日より開始いたします。

S G 基準の主な改正内容は、次のとおりです。

【基準の適用範囲】

改正基準より適用範囲は「高齢者」と「35 cm 以上」という文言を取り除きました。
これにより、スツール型（桶を逆さにしたような）の入浴用いすも適用可能となりました。

【安定性】

安定性試験の基準値を変更しました。

【落下衝撃】

落下衝撃試験を昨今の状況にあわせて変更しました。

【滑り抵抗】

滑り抵抗試験は実験を繰り返し、湿潤時に変更し適切な安全性を保つ基準値を制定しました。

【材料試験】

高さ調節を行うバネについては原則ステンレス鋼とし、サビにより脚の固定ができなくなることを防ぐようにしました。

【表示及び取扱説明書】

表示及び取扱説明書項目として、調節用ばねの材質の記載を求めるとしました。

（担当）業務グループ 松本・黒川
〒110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2 2F
TEL : 03-5808-3302 / FAX : 03-5808-3305
E-Mail h-matsumoto@sg-mark.org

